

内閣参質二一〇第三三号

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員高良鉄美君提出嘉手納飛行場パパーループ地区への防錆整備格納庫移設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良鉄美君提出嘉手納飛行場パパールプ地区への防錆整備格納庫移設に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「嘉手納飛行場パパールプ地区への防錆整備格納庫移設計画」（以下「本件計画」という。）については、令和四年五月二十三日に、米軍第十八航空団から沖縄防衛局に対し、航空機に防錆加工等を行うための格納庫を、御指摘の「嘉手納飛行場パパールプ地区」内に整備する予定であり、大型機にも対応した高さ約三十メートルの施設となる予定であるとの説明がなされている。

二から五までについて

本件計画については、現在、米側との間で、御指摘の「パパールプ地区への防錆整備格納庫移設を前提とした文化財調査を即時中止し、移設計画の撤回を求める意見書」及び「嘉手納飛行場パパールプ地区への防錆整備格納庫移設に関する意見書」（以下「両意見書」という。）の内容を伝達した上で、本件計画の詳細な内容及び影響について説明を求めつつ、様々なレベルで協議を行っているところであるが、その具体的な内容については、相手方との関係もあることから、お答えすることは差し控えたい。

政府としては、両意見書の内容を真摯に受け止め、引き続き、米側との間で、しっかりと協議を行って
いく考えである。

六について

御指摘の「特に戦闘機の離発着時、飛行訓練中、駐機中のエンジンの騒音や排気ガスの悪臭」により地元の方々が負担を負っていることは承知しており、政府としては、米側への申入れや調整を行うとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百号）に基づき、住宅の防音工事に関する助成の措置を講ずるなどして、引き続き適切に取り組んでいく考えである。

また、御指摘の「P F O S等の水質汚染等」については、嘉手納飛行場周辺におけるペルフルオロ（オクタン―スルホン酸）（以下「P F O S」という。）等の検出と嘉手納飛行場における米軍の活動との因果関係は明らかではないが、地元の方々の不安を受け止め、政府としては、水道水や水環境中のP F O S等の濃度の暫定目標値の設定や、自衛隊等が保有する泡消火薬剤のP F O Sが使用されていないものへの交換、水道水の水質の向上のための水道事業等への助成等を行っているところである。